

令和7年度 第1回門川町子ども・子育て会議 議事録

1 日 時 令和8年3月4日（水）午前9時30分～午前11時00分

2 場 所 門川町役場 2階2-1会議室

3 出席者

委員 10名

富田美砂子会長、丹田笑満子副会長、松原由美委員、鈴木重徳委員、
小田淳子委員、松下留以子委員、松岡幸樹委員、上原千枝委員、黒木理久子委員、
川口康彦委員

事務局 4名

こども課 課長補佐（原田）、こども課 課長補佐（牧野）

こども課 子育て支援係長（松尾）、保育係長（甲斐）

4 報告

- (1) 門川町教育・保育施設の利用状況及び地域子ども・子育て支援事業の取り組み状況について
- (2) 第2子保育料負担軽減事業について

5 議題

- (1) 特定教育・保育施設等の利用定員について
- (2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について
- (3) 一時預かり事業について
- (4) 門川町保育士等就職支援金等給付事業について

6 配布資料

会次第

委員名簿

座席図

門川町子ども・子育て会議条例

資料 令和7年度 第1回子ども・子育て会議（スライド）

資料1 門川町特定教育・保育施設の利用状況及び地域子ども・子育て支援事業の取り組み状況について

資料2 特定教育・保育施設等の利用定員について

参考 「門川町こども未来プラン」（ダイジェスト版）

7 会議内容

(1) 開会 (こども課 原田)

委員の出席状況報告 委員14名中10名の出席。条例第6条2項により「委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない」とあり、本日は、条例に基づき、本会議が成立したことの報告。

(2) 報告

○子ども・子育て会議について (事務局 松尾)

○門川町教育・保育施設の利用状況及び地域子ども・子育て支援事業の取り組み状況について (事務局 甲斐)

○第2子保育料負担軽減事業について (事務局 甲斐)

(3) 議題 (富田会長)

【議題】(1) 門川町特定教育・保育施設等の利用定員について

説 明

(事務局) 資料2に沿って説明

資料2 門川町特定教育・保育施設等の利用定員について

利用定員についての定義は、施設の利用人数を示すもの、子ども・子育て支援法に基づく運営費・給付費を受けるために、利用定員に応じた職員数や保育室の面積等の基準を満たすことが必要とされる。利用定員の遵守が原則だが、需要の増大等への対応は可能とされている。利用定員数の設定は、町と施設の設置者との協議によって町が設定をするもので、決定後は宮崎県へ報告が必要となる。

令和8年度については、平城保育所及びきぼうの森こども園より利用定員減数に関する申出があった。施設長、こども課長とともに聞き取りを行い、これまでの利用実績や需要を踏まえ、施設運営の実情に沿った定員数等に関し協議を行った。

変更時期は、令和8年4月1日。変更内容として、表のとおり。平城保育所において2号認定が70→60名へ、3号認定が50名→30名、合計定員120名→90名にする申出を受けた。きぼうの森こども園においては、2号認定は40名→35名、3号認定は30名→25名、合計定員80名→70名にする申し出を受けた。町全体の定員数は現在の610名から40名減の570名へと変更となる。定員数の変更理由については、設備面積基準によるものと保育士不足の影響によるものである。なお、利用定員変更後においては、利用定員数が児童数の見込みを上回る予定であるので、影響はないと考える。

質疑応答

(富田会長) 質問、意見等ありましたらよろしくお願ひします。

(委員) ▶質問等なし

【議題】(2) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) について

説 明

(事務局) スライドに沿って説明

こども家庭庁のホームページにある概要動画を流す。

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等柔軟に利用できる乳児等通園支援事業を創設する。令和8年4月からの実施に向け、門川町内での実施施設や実施形態、利用定員や利用時間について表に沿って説明。乳児等通園支援事業の設備及び運営を定める条例については、国と同内容で制定をし、3月議会にて議案として提案中である。職員配置・施設の主な基準は、表のとおり。一般型と余裕活用型での基準がある。

認可手順については、事業者説明会をはじめ、事業者からのヒアリングを経て本日の子ども子育て会議が意見聴取の場となり、意見を伺った後は受入をするため、認可の手続きを行う予定である。門川町子ども未来プランにおける量の見込みと確保方策について。令和7年度に策定した門川町子ども計画において、量の見込みと確保方策を定めている。令和7年9月16日付子ども家庭庁が発出した事務連絡には、必須記載事項が示されているが、本町の計画値にすでに盛り込んであるため、代替計画の策定はしなくて良いと考える。

子ども誰でも通園制度を利用するためには、国が構築した「子ども誰でも通園制度総合支援システム」を使用し、利用者、事業者、市町村、都道府県、国が互いに情報を共有し、事業を行う。事業者が利用可能枠を設定し、利用者が希望する時間等にマッチングした場合、利用が可能になる。個人情報情報は市町村が管理し、市町村以外は個人情報を閲覧することはできない。事業者情報はここ de サーチと連携をする。

最後に、今後のスケジュールについて。町内では全ての保育所、認定子ども園で各1名の利用定員を設定し、受入を行う予定である。また、地域子育て支援拠点である門川町人づくりセンターにおいても、各年齢1名ずつの受入をする予定である。

質疑応答

(富田会長) 質問、意見等ありましたらよろしくお願いします。

(松原委員) ▶①子ども誰でも通園制度において、保育士の加配はできるのか？

②利用者は園で給食の提供を受けることができるのか。またはお弁当を持参するのか？

③子ども誰でも通園制度において、対象となる年齢の児童は人見知りがある年代である。

保育士は基準どおり配置をすると思うが、保育士の負担について行政はどのように考えるのか？現場が困窮しないよう、行政はもっと現場のことを考えてほしい。保育士は命を預かっている。だからこそ目が、手がたくさんある必要があると思う。

(事務局) ▶①各施設においては、実施形態を「余裕活用型」とするため、加配の予定はない。余裕活用型とは、空き予定枠を活用して受入をすることであるため、保育士の不足の見込みはないものとする。人づくりセンターについては、「一般型」で実施をするため、個別の定員数を定め、専用室で受入をする実施形態をとる。受入児童に対して必要な保育士数を配置するため、保育士不足はないものとする。

②保育所等で利用をする場合は、給食の提供はできるが、料金は別途必要になる。子育て人づくりセンターには給食室を整備していないため、お弁当を持参することになる。

③保育士の負担は非常に大きいと思っている。各施設においても利用定員についての

保育士配置もギリギリと聞いている。町としての対策を考えていかなければいけないと思っている。今後も保育士不足への対応について検討していきたい。

(黒木委員) ▶平城保育所においては、0歳児1名の利用者は、在園児と同室で保育をすることになるのか？各自治体によって受け入れ型は違うのか？親も一緒に通っていいのか？

(事務局) お見込みのとおりです。門川町では子どものみの通園となる予定。

【議題】(3) 一時預かり事業について

説 明

(事務局) スライドに沿って説明

一時預かり事業の概要を説明。目的は、保護者が日常生活上突発的な事由等一時的に家庭での保育が困難な方や育児疲れによる心理的・身体的負担を抱えている方が主に昼間に保育所等において一時的に預かりが必要な保護を行うもの。対象者は0歳6カ月から未就学児で未就園児である。実施方法は、一般型として、保育所や認定こども園、地域子育て支援拠点等で行う。今回の一時預かり事業は、子育て支援拠点である門川町人づくりセンターでの一時預かり事業を開始するという内容である。こども誰でも通園制度と一時預かりとの違いについて表にまとめているものを説明。令和8年3月1日現在の入所児童数を表にまとめており、入所率は各園において80%以上となっており、入園児童でいっぱい状況である。今回、門川町人づくりセンターでの一時預かり事業の開始が、町内の待機児童対策になるのではないかと期待したい。

質疑応答

(富田会長) 質問、意見等ありましたらよろしくお願いします。

(松原委員) ▶現在の門川町が把握している待機児童数は？

(事務局) ▶現時点では、0名であります。入所できないことにより入所できない証明を発行し育児休業の延長をしていた方は、10名ほどいる。

(小田委員) ▶待機児童がいないのではなく、保護者が入園の時期を調整しているというのが現実ではないか。保護者の声を聞くと4月入園でないと保育園に入れないと聞く。育児休業を1年取れる方でもやむなく職場復帰を早めていると聞く。途中入園ができないと早めに職場復帰するという選択肢しかない保護者もいる。最近の子育ての苦手な方が多くなっている。早く保育園に預けることでプロが関わることで子どもには良いのかもしれないので、どちらがいいかというところは悩むが、いつでも保育園に入れると聞くと1年間、育児休業を取る方も多くなると思う。

【議題】(4) 門川町保育士等就職支援金等給付事業について

説 明

(事務局) スライドに沿って説明

このスライドは、令和8年1月の町広報に掲載をしたものである。町内の私立保育所等における保育人材の確保を推進し、保育の受け皿拡充を図ることを目的としている。令和8年度中に就職をするフルタイムで勤務する保育士が対象。門川町内で保育士として勤務している方は対象外。

質疑応答

(富田会長) 質問、意見等ありましたらよろしく申し上げます。

(松原委員) ▶他市で120時間働いている、臨時で働いている方は対象か？採用は直接施設との契約でよいのか？町を通す必要があるのか？

(事務局) ▶対象である。門川町内において臨時で働いている方は対象外。就職支援金を受け、1年未満で退職された方は全額返還が必要である。資格要件は保育士免許を持っている方。直接園が採用した方も対象。年齢問わず、保育士として再就職する方も対象。1年間継続して勤務した方には、継続支援金を1年目、2年目にそれぞれ支給する。継続支援金については実績に基づき支給をするので返還の必要はない。

(4) 閉会 (こども課 原田)